

## 津市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月28日

津市監査委員 高 松 和 也  
津市監査委員 駒 田 修 一  
津市監査委員 安 藤 友 昭  
津市監査委員 青 山 昇 武

## 記

### 第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

#### (1) 部局

三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）

#### (2) 市立保育所

ア 新町保育園

イ 北部保育園

ウ 川合保育園

#### (3) 市立学校・市立幼稚園

ア 市立小学校

(ア) 成美小学校

(イ) 黒田小学校

(ウ) 千里ヶ丘小学校

(エ) 草生小学校

(オ) 香良洲小学校

イ 市立中学校

(ア) 橋南中学校

(イ) 久居西中学校

(ウ) 久居東中学校

(エ) 朝陽中学校

ウ 市立幼稚園

(ア) 密柑山幼稚園

(イ) 上野幼稚園

(ウ) みさと幼稚園

(エ) 香良洲幼稚園

- 2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）  
随時監査の対象としたのは、平成28年4月現在施工中の次の工事である。

平成26年度営産ス継第61号津市産業・スポーツセンター建築工事  
（工事場所：北河路町及び納所町地内 所管部局：スポーツ文化振興部  
産業・スポーツセンター推進室、建設部営繕課）

- 3 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

ア レッ津！夢みなとプラン推進協議会（財政援助の内容：レッ津！夢  
みなとプラン推進協議会負担金の交付 所管部局：都市計画部都市政  
策課）

イ あのう「光れ！しかけ花火」祭り実行委員会（財政援助の内容：地  
域かがやきプログラム事業（あのう「光れ！しかけ花火」祭り事業）  
補助金の交付 所管部局：安濃総合支所地域振興課）

ウ 美里まつり実行委員会（財政援助の内容：地域かがやきプログラム  
事業（美里夏まつり事業）補助金の交付 所管部局：美里総合支所地  
域振興課）

エ 一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター（財政援助の内容：  
三重中勢勤労者サービスセンター運営補助金の交付 所管部局：商工  
観光部商業振興労政課）

オ 津市成人式実行委員会（財政援助の内容：津市成人式実行委員会負  
担金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

カ 特定非営利活動法人津市スポーツ協会（財政援助の内容：津市スポ  
ーツ協会活動等支援事業補助金、津市スポーツ協会活性化事業補助金、

- 市民体育大会等支援事業負担金及びスポーツ競技力向上事業負担金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課)
- キ 津まつり実行委員会（財政援助の内容：津まつり事業補助金の交付 所管部局：商工観光部観光振興課)
- ク 津市身障者福祉連合会（財政援助の内容：障害者福祉事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部障がい福祉課)
- ケ 津観音縁日祭実行委員会（財政援助の内容：商業振興事業補助金の交付 所管部局：商工観光部商業振興労政課)
- (2) 出資団体の監査
- ア 有限会社美杉観光開発（所管部局：商工観光部観光振興課)
- イ 株式会社伊勢湾ヘリポート（所管部局：都市計画部交通政策課)
- (3) 指定管理者の監査
- ア リバーパーク真見管理組合（対象施設：津市リバーパーク真見 所管部局：白山総合支所地域振興課)
- イ 一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター（対象施設：津市勤労者福祉センター 所管部局：商工観光部商業振興労政課)
- ウ 伊勢本街道を活かした地域づくり協議会（対象施設：津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設 所管部局：美杉総合支所地域振興課)
- エ 社会福祉法人津市社会福祉事業団（対象施設：津市たるみ老人福祉センター 所管部局：健康福祉部高齢福祉課)

## 第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

### 1 定期監査及び行政監査

平成28年6月以前に監査を実施した市立保育所及び市立学校・市立幼稚園については、原則として平成27年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査を実施した三重短期大学事務局については、原則として平成28年度の財務及び事務の執行を対象とした。

### 2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

### 3 財政援助団体等監査

#### (1) 財政援助団体の監査

主に平成24年度から平成26年度までの市の財政援助に係る出納そ

の他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成24年度から平成26年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成24年度から平成26年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

### 第3 監査の期間

監査の期間は、平成28年4月13日から同年11月16日までである。

### 第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を協同組合総合技術士連合に委託し、その調査報告書を参考とした。

#### 1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

#### 2 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されてい

るか。

(5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

### 3 財政援助団体等監査

#### (1) 財政援助団体の監査

##### ア 財政援助団体関係

(7) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。

(イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。

(ロ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

##### イ 所管部局関係

(7) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。

(イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

#### (2) 出資団体の監査

##### ア 出資団体関係

(7) 経営成績及び財政状態は良好か。

(イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

(ロ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

##### イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

#### (3) 指定管理者の監査

##### ア 指定管理者関係

(7) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に行われているか。

(イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

##### イ 所管部局関係

(7) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(イ) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

## 第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その

是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

## 1 定期監査及び行政監査

### 市立学校

市立学校における薬品の管理については、平成27年11月12日付けで教育委員会事務局から各小中学校長に対し通知（「学校理科室における毒物・劇物等薬品の管理について（依頼）」）を行い、薬品の管理方法について周知徹底が図られたところであるが、一部の市立学校において、薬品管理台帳の薬品の購入年月日の欄が、未記入となっているもの、また、使用者印が押印されておらず、使用者が不明なものなどが見られた。

このことから、教育委員会事務局にあっては、各市立学校における薬品の適正な管理がより一層徹底されるよう適切な措置を講じられたい。

## 2 財政援助団体等監査

### 出資団体の監査

株式会社伊勢湾ヘリポート（所管部局：都市計画部交通政策課）

出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

#### (1) 出資団体の概要（注）

資本金			96,300,000円	
市の出資の状況	出資額	51,900,000円		
	出資比率	53.9%		
主な業務の内容	津市伊勢湾ヘリポートの管理・運営の受託、航空用燃料の販売業務			
財務の状況	資産	142,963,769円		
	負債	4,835,416円		
	純資産	資本金	96,300,000円	
		剰余金	41,828,353円	
	負債・純資産合計	142,963,769円		
損益の状況	営業利益	△5,651,511円		

経常利益	△5,386,358円
当期純利益	△3,702,097円

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第22期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

(2) 指摘事項

株式会社伊勢湾ヘリポートは、平成5年から三重県唯一の公共用ヘリポートとしてその施設の管理・運営、航空用燃料の販売業務等を行っているが、第22期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の決算において、565万1,511円の営業損失を計上し、純損失も370万2,097円となっている。

また、減価償却費520万6,940円を引く前の営業損益においても、44万4,571円の損失となっている。

このことから、今後も更なる業務の合理化や経費の削減等に取り組み、経営改善に努めるとともに、様々な手法を駆使し、積極的な収入財源の確保に努められたい。